

第六十七回国会 大蔵委員会 議 録 第 六 号

(四〇)

昭和四十六年十一月五日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 上村 千一郎君

理事 木村 武千代君

理事 佐伯 宗義君

理事 中島 源太郎君

理事 三池 信君

理事 吉田 実君

理事 佐藤 観樹君

理事 堀 昌雄君

理事 寒川 喜一君

出席政府委員

大蔵政務次官 田中 六助君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

自治省税務局長 佐々木喜久治君

委員外の出席者

通商産業省企業 堀川 伸次君

局企業第二課長 住田 正二君

運輸省航空局監 末松 経正君

理部長 大蔵委員会調査 室長

十一月四日

付加価値税創設反対に関する請願(石橋政嗣君 紹介)(第四一一号)

同(堂森芳夫君紹介)(第四一二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 前回若干質問をいたしまして、資料を要求したわけでありましたが、この大蔵省から提出をいただいた資料によりまして、なるほど昭和四十三年、四十五年、今回の改正、こういうように見えてまいりました。軽減割合というのを対四十三年からでも五十万円のところで四八%、以下百万、百五十万、二百万、三百万、五百万、七百万、一千万とこういうところが軽減割合として、二九・二、三九・六、四二・九、四四・八、四一・五、三三・七、二四・三、さらに三千万七%、五千万六・四%、八千万六・六%、こういうように順序よく大体並んで、軽減がこのようになっていくということになるわけでありまして、いかにもこのことは、同時にそれをグラフ化してみれば、その税率の構造がなかなか上昇になっていく、姿のいい上昇カーブになっていく、こういうことになるわけでありまして、しかし、一般国民大衆はこのカーブがどうであるかというよりなことでその問題を判断はしないのであります。皆さんの資料をいただきましたが、「一万円当たり負担・軽減状況」こういうのが出ておるわけですが、夫婦二人のところで考えてみますと、負担額、軽減額、こういうのがありますが、その軽減額のところをまず国民大衆は最も注意深く見るわけであり

ます。

そこで、夫婦二人のところで百万円のところでは、四十三年分と比較して今度の改正までに一万円当たりで二百十三円軽減された。それが五百万のところにまいりますと、一万円当たり一千五百二十二円六十九銭、そういう多額の減税額がある。七百万のところで同じく一千六百六十六円十四銭、一千万のところで千一百一十銭、こういうぐあい。三千万のところで三百八十八円、五千万のところで三百八十四円四十銭、こういうようになるわけですね。このように数字を見てみますと、これはやはり高額所得者に対して減税の恩恵というものが非常に強い形で働く。小額のところ

はなるほど比率としては高い数字が出ておるけれども、このようにして一万円当たりの減税額が幾らであったかというように見てみますと、わずかに百万円のところで二百十三円の軽減にしかついていない、こういうことであります。

また負担額のところで見まして、対四十三年に比較いたしますと、八千万円のところで、一万円当たりで六千六百七十八円の負担に

なっている。また一千万のところで三千六百七十四円である。あるいは五百万円のところで二千五百七十三円である。これに対して百万円のところでは、やはり二百十三円である。あるいは五百万円のところで六千三百八十八円程度である。こういうことをやはり大衆は美惑として受け取るわけでありまして、こういうようなことでありますから、依然としてここ四十三年、四十五年、四十六年と、これは二回にわたって改正が行なわれて四回行なわれておりますが、ずっとここ四年間といふものは所得の低いところに比較的減税の恩恵がいけないで、高額所得者にいっている。中小所得者の税率緩和あるいは中堅所得者の税率緩和あるいは減税を——ちよつとがやがやしておりますから……。

○齋藤委員長 静粛に願います。

○広瀬(秀)委員 そういふところに減税の恩恵を与えるのだ、中堅所得者以下に与えるのだ、こういうかけ声をやってきたのだけれども、現実の姿としては、先ほど数字を援用したような、皆さんの資料による数字であります。こういう状態になつていくということが、この減税における上厚下薄、上に厚く下に薄いという結果がきわめて明確に出ておるわけでありまして、こういう問題について、私どもの見解からするならば、たとえば今日の段階で五百万円以上というところからは、まさに高額所得者であらうと思ふわけでありまして、そういうところに、そして数千万円の、五千万なり三千万なりあるいは八千万なりというやうな、そういう階層に減税をやるとだけだけの合理的な理由があるのかというところは、どうしても納得がいかないわけなんです。そういう金があるならば、もっとボーダーラインといふんです、課税最低限をはんのわずかに越えたというところ、こういうようなところにまだまだ減税を集中させる段階ではなかったのか、このように考えるわけ

です。

そこで、前回の私の質問に対して、福田大蔵大臣が答えておるのでありますが、来年減税をやるとすればやっぱり低所得層のための課税最低限——これはことしの四月でありますから、今日あることは予期してなかった。おそらく四十七年度の改正というもののあり方について大蔵大臣は、まずやはり課税最低限を中心にやるのが正しい、そういう気持ちであります。最初から税率でいくというやうな議論も参議院であつたけれども、い

うわざわざ断わりをして、課税最低限の引き上げということに重点を置いてやるんだと、そういう気持ちであるということ、これを明確に四月の——ことしの四月に通つたこれは三月段階での私の質問で

第一類第五号 大蔵委員会議録第六号 昭和四十六年十一月五日

第一類第五号

大蔵委員会議録第六号

昭和四十六年十一月五日

第一類第五号

大蔵委員会議録第六号

昭和四十六年十一月五日

第一類第五号

大蔵委員会議録第六号

ありますが、そういうことを答弁をされておるわけなんです。そして、まあ今回の改正を年内減税という、特にドル・ショックの問題等をめぐって景気の落ち込みに対する景気浮揚対策としてやられた、こういうようなことから見ても、これは大蔵大臣が前国会において答弁された思想とも違う。そうしてまた、いま私が数字を引用したように、まさに上厚下薄である。数千円というところにまであるのは一千数百万というところに減税効果を及ぼすだけの効果というものがあつたのか、こういう点で非常に疑問を持たざるを得ないわけでありまして。その点についてもう一度御答弁をいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 たいま御質問のごさいます、私どもから御提出いたしました資料の右側の軽減額の欄を見ていただきますと、対四十三分軽減額と対四十五分軽減額と二欄並んでおりますが、四十三分の軽減額は、御指摘のようにかなり広範囲に軽減が行なわれております。これは昭和三十三年に大幅な税率の改正がございまして以来かなり久しい間税率の改正がございまして、四十四年度と四十五年度にかなり基本的な改正がなされまして、大幅に改正をお願いする際にこのような改正が行なわれたわけでございますが、今回の場合には、しばしば申し上げておりますとおり、各階層にできるならば同じくらしい割合で、あまり厚くなく幅広く減税の効果を及ぼしたいという気持ちではございまして、が、しかし、御指摘のような点があるもので、あまり上の階層には及ぼしたくないということ、税率は上までずつと階層を引っぱらずに、千二百万円のところとめまして、一番右の欄にありまして、三千万円あたりからのところは、税率の改定効果は減税をしておるわけでございます、そのあたりは、四十三年の軽減カーブと四十五年の軽減カーブを見ていただきますれば、前回に比べれば今度の税率の改定は、特

に上のほうはかなり慎重にやりましたものであると

いうことを読み取っていただきたいと思ひるのでございます。おつしやいますように、また先般来いろいろ各委員から御指摘がございまして、少し上に寄り過ぎてゐるではないかという点が問題になつてゐるわけでございますが、その点につきましては、しばしば申し上げておりますように、今回のどうして年内減税をやるかという気持ちの中に、長年の勤勞の結果として経済が強くつたのはよかつたけれども、通貨の調整を迫られるに至つたということから、何らかの形で国民にそれをお返しするということか、そういう気持ちであつたならば、そういうことがありまして、特に特定階層に寄らないようにという気持ちがありまして、ものですから、ある程度の層までは減税効果が及ぶようにという考え方であつたわけでございます。それについてはいろいろ御批判もあらうとは思ひますが、私どもの気持ちはそういうことであつたということをおし述べておきたいと思ひます。

それから、前大臣が答弁しております点は、まさにいま広瀬委員がおつしやいましたように、二月十三日の衆議院の予算委員会と三月十一日の衆議院大蔵委員会におきまして、福田大蔵大臣は、御指摘のように、課税最低限を引き上げること、重点を置いていきたいという答弁をいたしております。それは例年の所得税の減税は、ここ五、六年の経過をたどりますと、大体平均にしまして千四百億程度の減税になっておりますが、現在の所得税の税収規模から申しますと、千四、五百億の減税の規模でございまして、やはり現実問題として、人的控除を中心とした減税しか事実上できないということであらうかと思ひます。で、今回それを、前大臣はそう言つておりましたのが、そういう方式でなしに税率まで及ぼすことにいたしましたのは、突然のことではありましたが、さすがにかなり大規模な減税を行なうことができるようになります、当初と合せて三十三億の規模の減税ということになりましたので、そこで控除と税率と一緒にやつてできないこ

とはないということでございますので、こういう機会に税率を直ささせていただきます。で、当初と合われば、控除は大体四分の三、税率が四分の一くらいにウェイトで財源を引き当てるということをやらしていただく。普通のいわば常識的な考えといひますか、普通の年の普通の規模の所得の減税でございまして、いま申しましたような程度でございまして、当然控除がある程度引き上げますのがやつかつとくらのこととございまして、前大臣も、そういう先の見通しのこともございまして、そういう答弁をされたと思ひますが、今回具体的に年内減税の日程のほりました際には、規模とにらみ合せて、こういう機会であれば税率もやらしていただくといひたう形をとらしていただく次第であります。

○広瀬(秀)委員 どうもいろいろ御答弁なさつたけれども、私どもは納得をいたしません。この皆さんの資料でも、今回の改正と四十三年の比較をいたしました。夫婦二人で、百万円のところと四十三年に比較して減税額はわずか二万一千三百円である。百五十万円のところで五万七千二百円である。ところが、八千万円のところで三百四十二万八千円の減税額になっておるわけなんです。こういう数字といふものは、やはり税率改正がこういうところに結果として及んでゐるわけでありまして、八千万という高額な所得者にはわずかに四、五年の間に三百四十二万八千円減税をする、片方の低額のところは二万一千円あるいは五万七千円という程度である、こういうような状況なのであります。しかも今日、ドル・ショックだといわれる。こういう所得の低い層が、すばらしい、優秀な頭脳とファイトをもつて長い時間働いてゐる、働き過ぎといふことがよく言われますが、そういうことをやつてゐる階層であります。しかもこの階層は決して豊かな階層ではないと思ひます。そういうところに対する減税額がいかに少ない。八千万円というところから三百万円減税をする妥当性といふか、そういうものの

が認められるのかどうか。なるほど、税率のカーブをいかにこうにするんだということは事務的にはあり得るかもしれぬけれども、私は前回にも、カーブにはこぶがあつてもいいじゃないかといふことを言つたわけでありまして、なだらかな上昇カーブを描くといふそのかっこうにだけ目をとられて、こういう実態の面について目をおおつたといふことについてはどうしても納得ができません。したがつて、もう少し課税最低限を引き上げるといふことで、今回の改正等におきまして基礎控除を一万円ではなくて、少なくとも倍ぐらいにしてもいいか。あるいはまた、ことしの年度当初の四月の改正におきまして、いわゆる給与所得控除をせめて五万円はぎりぎり上げてもらいたいんだといふのを三万円しか上げなかつたわけですから、これをあと二万円ぐらひ積んでいく、そして合せて五万円の給与所得控除の引き上げがあつた、そういうようなことをされるなり、あるいはまた税率におきまして、税率改正で課税所得の四十万までは一〇%ということ、いままでは三十万だつた。その三十万をこえて四十万に至るまでのところはわずかに税率の恩恵といふものを受けるわけだけれども、それ以下の人たちは税率については全く恩恵を受けない、こういうことになるわけでありまして。特に今回の改正といふものがドル・ショックによる景気後退に對して景気を浮揚させようという政策の一環として非常に重要な意味を持つ、むしろそのことが今回の減税に踏み切らせた主たる理由なんでありまして、かつて八%であつたのですが、四十三年でございまして九・五%、一〇%というように持つてきたのですから、それを八%ぐらひに税率をむしろ下げる、こういうような配慮があつてしかるべきではなかつたか、このように思ひます。

そこで、この減税額の問題ですが、千六百五十億といふことについて、これは財源の問題とかいふところあるわけだけれども、不況時における減税額といふものをちよつと調べてみますと、四十

一年には、自然増収が千八百九十三億であったのに対して千三百二十億の減税をやっている。これは減税割合としては六九・七％である。当時の不況よりも今度の不況はかなり長期であるし、しかも深刻なものがある、こういう事態でありますから、少なくともこのぐらいのところまでは減税規模も広げるといふような形をとる、そういうことも当然できたのではないか、こういうふうに思うわけなんです。

以上二つの問題、もっと低所得層のところに減税を、税率の面でも、最低税率の引き下げなどを含んでやっていくという方方を考えてよかつたのではないかと、減税の規模について、不況対策とするならば、昭和四十一年より以上の景気落ち込みといふことなんでしょうから、少なくとも六五％ぐらいやってしかるべきではなかったか。今度は大体六千九百四十億といふものが所得税における自然増収として見込まれておつた。ところが、給与の上昇等によって、さらに八百億をこえる額が自然増収として少なくとも所得税においては見込まれる、こういうような状況なんですから、そうすれば七千七、八百億にはなるはずであります。六五％をかりに減税するとしましても、この前の千六百六十億と加えてちやうど五千億になるような、五千億から千六百六十億を引いたぐらいのところ、三千四、五百億ぐらいまでは、やっつけいいはずだ。そうすればこれは景気浮揚対策としてもかなり意味を持つ、かなり効果を発揮する、しかもその効果が即効性を持つていふといふことで、かえつて景気を上げることによって、税収もかえつて落ち込みはなくなつてくるといふようなことにも通ずるわけであつて、財政政策の面におきまして、この千六百五十億といふものは中途はんば過ぎやしないか、こういう見解を持つわけですが、以上二つについてお答えをいただきたい。

○高木(文)政府委員 第一点の、現在最低税率が一〇％になつてございますけれども、これをたとへば四十年当時八％といふ例もございましたの

で、もう少し下げてはどうかといふお話でございますが、これはなかなかむずかしい問題だと思ひます。むずかしいといふのは、それが悪いという意味でむずかしいといふのではなくて、どういふ税率の仕組みをとるべきかといふのは、いろいろ考え方があるところだと思ひます。最近では、四十年の十二月にこの問題を政府の税制調査会での議論をしていただきました。それで、その当時の判断としてございすけれども、従来は比較的低額の所得階層の者にも所得税の負担を求めざるを得ないといふことがあつたので、最低税率はその段階における所得の限界負担能力といふことを考へて低率であつたのだが、今後はむしろ課税最低限の引き上げをだんだんはかつていて、そのかわり税率は若干引き上げたほうがいいのではないかと、意見にまとまつておりまして、それで当時一〇％に直したといふ経緯がございます。もちろんそれはそのときの経緯でございますが、またいろいろ研究してみたいといふことではないかと思ひますが、ただ諸外国の例に徴しまして、アメリカの最低税率は一四％でございますし、西ドイツは一九といふふうな非常に高い率を使つております。諸税率と税率の組み合わせでいたします場合には、一〇％と申しまして、所得から、所得といふか収入から控除を引いたその残りに一〇％がかかるわけですから、収入全体に対して一〇％がかかるわけではなくて、控除を引いたところに一〇％がかかるわけですから、課税最低限をちよつと越えたところが一％とか二％といふ実効税率になつておるわけでございますので、さらにそこへもつと低い税率を設定すべきかどうかといふあたりについては御意見も先般来出ておりますので、なお検討させていただきたいと思ひます。

それから、いまの減税の規模の問題でございますが、これは御指摘のように四十一年度のときには当時の自然増収に比しますと非常に大きな規模の減税が行なわれたわけでございます。今回もそれを頭に置きまして、どの程度の規模の減税をなすべきやといふことで議論をいたしました。議論

をいたしました、どちらかといふと、前回の反省をいたしました、規模はかなり大きかつたのでございす、少しい時期を失したといふ反省がございまして、前回の場合は四十年の五月、六月から景気が悪くなつてきたのですが、減税は四十年一度にいたしましたわけですが、ところが、かなり不況は深いといわれておりましたが、案外思ひ切つて公債発行したといふことの効果もございまして、回復も早く出まして、四十一年の中ごろからは浮揚していつたわけでございます。今回も規模の問題も十分検討はいたしました、御存じのように入ります時期を早くする。公共投資の場合によりますと減税よりは乗数効果が大きいのですが、効果が出る時期がおくれるといふこともございすので、まず比較的即効性のある減税のほうを先にやつて、そして公共投資のほうをあとかからやつてといふ形でやつたらどうかといふ政策判断がとられたわけでございます。

そこで、考へようによれば、一方からいへば減税も大きければ大きいほどいいといふ判断もございまして、片一方からいへば、公債の発行額との関係上あまり大きいと心配だといふこともございまして、率直に申しまして、私もなかなか適切な判断がつかせません、結局当初の千六百六十六億のはば見合つた規模といふところに落ちつかせたわけでございます。

なお、これでは小さいのではないかと御批判は各方面から承つておりますが、私も、私も御提案申しております規模が必ずしも唯一無二の理想的なものであると思つていないわけでございますけれども、しかしこれでもなおかつ七千九百億の公債の増発を必要とするわけでございます、これ以上の減税をいたしますと、いまの状況では、他の歳出を削らない限りさらに公債発行額がふえますので、五月から今日まで四千三百億円の公債を消化してきたのを、残りの半年で倍の公債を消化するといふことはかなりの骨の折れることでもございす、考へますならば、まずまずこの辺ではなからうかと判断したわけござ

います。私も、私もいたしましては、そういう意味で年内に減税が行なわれますことの効果は、従来のように翌年度になつて減税をいたします場合と比べて、より効果が大きいことを大いに期待をしておるといふことでございす。

○広瀬(秀)委員 財源の問題とからんでおりますが、もう少しいろいろ主税当局としても、こういう事態で、特にドル問題、国際通貨問題、こういうような問題等があるわけなんです、たゞえは為替差益がむしろ出るような業種、こういうところに対しては税金を、新しい税をそういうところ求めていくといふような配慮なども考へるべきだつたし、あるいはギャンブル課税などの問題もこういう際に取り入れていくといふようなことも、これは国民に容易に受け入れられる状況もあつたのではないかと考へられるし、あるいは航空機のガソリン税の特例、これなどは小さい額ではあるけれども、そういう問題などもある。あるいはまた租税特別措置の中でも洗ひ直しをするといふようなこともあつたらうし、あるいはいわゆるキャピタルゲイン課税などについてももう少し歩を進める。あるいは特に土地税制の問題等につきまして、土地の値上がりといふものによつていわゆる長者番付の構成をまるきり変えてしまふといふような土地の譲渡による所得の増加といふようなものがあるわけでありまして、こういうような問題にももう少し目をつけて、新しい、しかも国民的な合意を得られるものが幾らもあると思ひます。そういうようなものによつてある程度税源を確保して、所得減税をもう少し大幅にやるべきであつたのではないか、こういうふうに考へるわけでありまして、

そこで、時間があまりありませんので質問を変えますが、土地税制の問題で、今日いわゆる分離課税が行なわれているわけでありまして、これ、こういうものに対して、総合課税の原則からいへば問題はありますけれども、こういうもので特

に法人がいわゆる仮需要というよりな形において土地を取得をして保有をしている、こういうものが非常に多いわけである。そしてその含み資産として保有されているものが非常に多い。こういうようなものについて数字的にちょっと伺いたいのですが、一体土地の売買の際に、最終需要家、これに土地が売られる額と、それから投機的に土地を保有する額と、どういふことになっているか、その数字をちょっとお聞きをいたしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 さきの国会におきましてもその点が問題でございまして、一、二の税務署でサンプルの的に調べたのでございすけれども、どうも一種のアンケート調査のような形でございまして、思うより一種の仮需要的なものとして、それから最終需要的なものとを十分把握できないままで申しわけございませんが、不完全な調査のままで終わつておるということでございすので、ここで御説明できるほどの十分なものを持ち合わせていないとございす。

○広瀬(秀)委員 不完全なものでもいいですから、その資料をあつて出していただきたいと思います。

○高木(文)政府委員 承知しました。

○広瀬(秀)委員 そこで主税局長に何うのですか、この土地の譲渡所得の場合にも、なかなかこれは税務行政としてはむずかしい面があるかもしれないけれども、最終需要家の手に渡るような譲渡、こういう場合と、中間的に投機的に仮需要として保有するために土地の売買が行なわれ譲渡が行なわれる、こういうようなものとを区別をして、税制におけるその取り扱いをきちんとする。最終需要家に渡るという場合には若干のメリットをつけて、そうでない、投機的に土地の譲渡を行なうというよりな面ではかなりシビアな税制を適用していく、こういうようなことも考えていいのではないかと思ひますが、いかがでございしょうか、考え方として伺つておきます。

○高木(文)政府委員 この問題は、かねがね建設

省のほうから何かいい案がないかということ、法人の仮需要を抑制することを税制上考えたかどうかということについて御要望がございす。私どものほうも何度かそれに対して研究はいたしております。ただ非常にむずかしいのは、法人はいろいろ事業をやっているわけにございすので、その事業の中に、たとえばデベロッパのよりの事業があつて、そしてそのデベロッパが土地を手に入れたとして、それを非常に適正な価格で住宅用地として供給をしておるというよりなことであれば、それは何も押さえる必要はない。それから今度は、土地を法人が買つてじつとただ保有をしておる、もし値上がりすればそれを売ろうとはかつておるというならば、これは何か考えなければいけない。それからまた、法人はとりあえず土地を買っているが、それは将来工場を移す計画だといふのであれば、これも押さえる必要がないだろうというよりなことを考えていきますと、それを外形標準的にどうやってとらえて、どういふのだけを押さえるかということには非常に技術的にも困難でございす。

そこで、たとえば現在、土地、建物を取り扱う業界、業者というものについて何か非常に強い規制といひますか、監督が行なわれておつて、そしてそういう法人しか土地を扱うことができないんだといふような取り扱いにでもなつておれば、またいろいろ方法があろうかと思ひますが、現在届け出でございしたか、わりあい比較的簡単な手続でだれでも土地を扱えることになっておりますので、そういうこともなかなか、基本法といひますか土地を扱う業者に関する規定があまり整備されておられませんので、はつきりしないものの上に立つて税制だけで何かやれという御注文になかなか応じにくいといふことで、繰り返し繰り返し建設省との間でときどき議論をしておりますが、うまくいっていないといふことでございす。私も、さればとて、これは全く放置していいわけではないのでございまして、うまい方法があれば、土地問題は現在の非常に大きな問題でござ

いますから、何か合目的にいく方法があれば乗つていきたいなあという気持ちを持つていてのございすけれども、ここ数年間やつてもなかなかうまく見つかからない。また、かつて税制調査会の中に臨時に土地の問題の部会を設けまして、各方面の権威に特に臨時に委員になつていただいた、お集まりいただいた検討をお願いしました際にも、その辺も議論をお願いしたけれども、どうも現段階ではうまい方法はないといふことで終わつたわけにございまして、とりあえず法人についてだけ御存じのよりの制度をとり、それから保有課税の強化を地方団体のほうにお願いをして固定資産税の強化等をお願いをするといふことで現在進んでおるわけにございまして、今後とも研究課題ではございす。いま直ちにことしから来年にかけての税制として何か名案があるかと言われますと、いまそういうある程度の可能性を持つてお答えをすることは困難な事情にあるのでございす。

○広瀬(秀)委員 自治省の税務局長かられておりますが、法人が持つてゐる土地は固定資産税の評価額と台帳価格でどのくらいと推定されておるすか、数字を伺いたいと思ひます。

○佐々木(喜)政府委員 固定資産税の上におきまして、法人所有の土地に対する課税状況から調べまして、法人の所有してあります土地の全体の面積が百二十四万ヘクタール、その価格が十三兆三千二百三十四億円といふことになっております。これに対応いたします法人の帳簿価格といふのは、私も調査いたしておりますので、ちよつと全体の数字はわかりませんが、総体的な傾向を申し上げますと、だいたい古い所有、特に昭和二十五年ごろ以前の所有にかかるとは大体固定資産税のほうが高く、それ以後の分につきましては、特に最近の売買にかかるとは固定資産税の評価額より高いといふ傾向にあるだろうと考えております。

○広瀬(秀)委員 百二十四万ヘクタール、十三兆三千二百三十四億、これは固定資産税の評価でそ

ういふことになっておるといふ、たいへんな保有の状況であります。こういうものについてやはり的確な税制ともう少し真剣に取り組んで、いわゆる土地の値上りを待つてゐる保有というよりなものに対する課税評価の方法といふものについて十分ひとつ考えていただきたい。きよりは土地税制だけやういふひまがありませんので、そのことだけお願いをいたしたいと思ひます。

それから自治省に、續いてお伺いをいたしますが、秋田自治大臣の当時、自治大臣にこにおいでいただきまして私も質問をいたしました。課税最低限におきまして夫婦子供二人で昭和四十五年度で所得税が八十六万五千七百七十二円、住民税が六十二万九百十三円、あまりにも開きが大き過ぎるではないかといふことで、この差を詰める方向、やがては一致させるような方向に持つていくべきではないか、そういう形で質問をしたわけでありましたが、そういう方向で引き続き努力をしてまいる、こういうことで四十六年の当初においてやや差を詰めたわけでありす。ところが今回若干でも基礎控除等三控除が引き上がりましてしたために、またこの開きが大きくなつてしまつてゐるといふことなんでありすが、この住民税における課税最低限について、前の委員会において秋田自治大臣が表明をいたしました所得税との差といふものをできるだけ詰める方向に持つていくといふ考えに変わりはなかつたと思ひますが、今回は見送られたわけでありす。本来ならばあ地方財政もなかなか苦しいところではあるけれども、少なくともこれに見合ひ、あるいは所得税の課税最低限の引き上げに見合ひ、あるいはそれ以上の差を詰める形での、少なくとも住民税の課税最低限の引き上げといふものを私どもは期待しておつたわけだが、今回見送られてしまつた。とすれば四十七年度でやつてもらう以外にないわけなんだけれども、そこで、先ほどから引用しておりました秋田自治大臣がこでははつきり答弁をなさつておるわけでありす。総理もなさつておるわけなんです。そういう点について次の四十七年度

における地方税法改正において、この点はそのとおりの気持ちでやっていくというところを確認してよろしいかどうか、この点を……。

○佐々木(喜)政府委員 たいだいま御指摘のとおり、ここ数年住民税におきまして、課税最低限をできる限り所得税の課税最低限に近づけるという方向で税制改正が行なわれてまいりました。御指摘のとおり今回の所得税の改正によりまして、課税最低限においてさらに差が広がったという点から見ましても、この課税最低限をできるだけ近づけていきたいというところは当然考えられるわけでございます。ただ、来年度の地方財政の状況を推定いたしてみますと、財政収支の面から見ますと、減税が非常に困難な状況にございます。減税をいたします場合には、その減税に対応する何らかの財源措置が講ぜられない限り、税制だけで減税を行なうというところは非常に困難な状況にあるだろう、そういう意味におきまして、そうした財源措置の状況等あるいは財政事情全般を考えながら、税制としてできる限りそういう方向で処理してまいりたいというふうに考えておりますが、来年度の税制改正は非常に困難な事情にあるということで、私も慎重にこの問題について対処いたしてまいりたいと考えております。

○広瀬(秀)委員 税務局長にも特に要望しておきますが、来年度の住民税改正にあたってはぜひひとつ、大臣がこころはつきり言明されていることですから、これは速記録を調べていただければよくわかることなのですが、地方財政の苦しさというところはよくわかるけれども、それはそれなりに別途の方向で処置をして、やはり住民税の課税最低限と所得税における課税最低限とはあまり離れないように、差をどんどん、毎年少しづつでも詰めていくという方向をきちんとひとつとっていただければいい、このことをもう一ぺんそういう方向でできる限りとるのだというところを、ひとつ答弁願いたいと思いますが、いかがでございますか。

○佐々木(喜)政府委員 確かに前の大臣の時代に

おきましても、その方向は大臣として確認をいたしております。私もできる限りそういう方向での税制改正を行ないたいという気持ちは変わりはないのでございますが、そのためには、来年度の場合にはそれ相応の財源手当てというものが要することになります。そうした財源手当ての方向にもならみ合わせながら、できる限り大臣が前に言明した方向での税制改正を行ないたいというふうに考えております。どの程度のものか、これからいろいろ私も検討してまいりたいと思っております。

○広瀬(秀)委員 それで、もうあと五分しか時間がありませんが、最後の一言だけ申し上げますが、中小企業庁でも実はこの税制改正の意見として、個人事業主の所得に対する課税方式について、法人課税方式に準ずるいわゆる事業主報酬制度を創設する、すなわち、その所得を勤労性所得と事業所得に分け、勤労性所得に対しては給与所得控除を適用し、事業所得に対しては法人税率を適用する、こういうようなことをいっているわけですが、これは当然に個人事業主のいわゆる個人事業に対する地方税における税金というものはね返ってくるものがある。そういうことで私も前にもこの点論議をしたわけでありましたが、少なくとも所得税において、やはり個人事業であつても青色申告の場合には、事業所得と勤労性の所得というものがはっきり区別をされる、そういう形式になつておるわけですから、したがってこの事業主報酬制度を導入するということについて、いささかおかしい点はないわけなんです。こういうような時期に、中小企業を擁護し育成していくという立場から、これだけの減税をやる段階にあつてしかるべきではなかったか、このように思うわけでありまして、このことは地方税に及ぼす影響というような問題も含めて非常に大きな問題である、この点について十分考えるべき段階に来たのではないかと、こういうふうに考えるのです。この点について主税局長と政務次官の御見解

をこの際承つておきたいと思つております。

○高木(文)政府委員 青色の事業所得者の事業主報酬の問題につきましては、昭和四十六年度の税制改正、特に所得税の税制改正の中で最も重要な、かなり税制の根本に触れる問題として議論されましたことは御承知のとおりでございます。その結果、どうもまだ正面からそういう制度を採用するということには踏み切りかねるということ、青色事業主特別経費準備金という制度で、いわば暫定的な解決がはかられたわけでございます。私どもとしては現段階ではこの制度の成り行きをしばしば見送つて様子を見たいという気持ちでおるわけでございます。

どういふわけで事業主報酬制度について消極的であるかと申しますと、結局いまの中小企業の方々が主張しておられる根拠としましては、端的に申しますと、サラリーマンについては給与所得控除の制度があるので、事業所得の中には勤労性の部分があるんだから、したがって事業主についても何らかの意味で勤労性所得について一種の算除的な制度を認めたらどうかという御議論だと思つてございまして、これも私も給与所得控除といふのはいかなる性質のものかという点については、いろいろ説明がなされておりますが、やはり主体はサラリーマンについての必要経費の算除的な制度であるという性格が最も強いのではないかと申します。サラリーマンについての所得の勤労性ということに着目したというよりは、必要経費といふものを個別に算定しないで、概算的に算定するんだという思想から生まれてきたものだと思つたのでございまして、もしそういう考えからスタートいたしましたら、事業主につきましても勤労性所得がゆえに給与所得控除を導入するということについては相当問題がありまして、もう一度もとはね返つてきて、給与所得者についても勤労性部分について何か考えるべきだという議論をまた誘発してくるということがありまして、なかなかそのあたりがむずかしいというところでございまして、私もそういうふうに考

えてみますと、事業所得についてのいろいろな考え方をもちと突っ込んで考えるべきではなからうか。そこで、みなし法人課税はどうかというような議論になつてくるわけでありまして、なかなか議論は尽きないわけでありまして、私も、決してこの問題はそのまま放置しておくべき問題ではなくて、やはり真剣に考えなくてはいけない問題だと思つておりますが、あまりにも所得税制の根本に触れてまいりますので、いろいろ影響が大いという点で簡単にはいかなと思つておるわけでございます。今後とも検討は続けてまいりたいと存じます。

○広瀬(秀)委員 自治省の税務局長、個人事業税は、これはやはり勤労性所得——本来ならば、たとえば法人成りをそのまゝしたとすれば、そのまゝの形で法人成りをした、同族法人に切りかえたということになれば、はつきりそれは別のことになるのですが、個人でやっているとある場合に勤労性所得までが含まれてこの個人事業税になるということについては、やはり自治省としても地方税における矛盾を感じられておるだろうと思つております。東京都などにおきまして、小額の場合には個人事業税を免除するというような特別な条例をつくつておられるということも聞いておるわけでありまして、そういうようなこともやはりいまいが質問申し上げたような問題点というものを踏まえた上でのことだろうと思つております。そういう点について、個人事業税はすいぶん古くから、これは二重課税であるといわれ懸念であるというところをいわれておつたわけでありまして、自治省としてはどういふようにその点を割り切つて整理をして考えておられるのか、その点について、これは廃止の方向で検討するといふようなことになつておるのか、この辺のところをひとつお聞きしておきたい。

○佐々木(喜)政府委員 事業税の場合には所得税と若干税の組み立て方が違つておりました。確かに御指摘のとおり、事業に対して課税をするというたてまえから、現在控除につきましては事業主

控除という制度が設けられております。この事業主控除の額が現在年額三十六万円ということになっております。これが一体事業主控除として適正な額かどうかという点については非常に問題だらうと思ひます。私どもも、現在の専従者控除等の額の問題等ともかね合ひまして、この事業主控除につきましてはさらに財政上許す限りこうした点につきましては適正な額に持つていけるように努力してまいりたい、かように考えております。

○田中(六)政府委員 時間がありませんので、これで終わっておきます。

○廣藤委員長 松尾正吉君。

○松尾(正)委員 きょうは通産省それから自治省にも出席を要求してありますが、最初にお断わりしておきたいのですけれども、私の答弁を考えた時間では質問に入れるのですが、そちらさんの答弁の都合で延びればあるいは触れられなくなるかもしれない。せつかく要求しておいたのですが、責任は全部そちらさんにありますので、あらかじめ御了承をお願いしておきたいと思ひます。

まず最初に、実は私どもでは、もうきょう最後になりますから大臣に詰めを伺いたい、こういう気持ちでございましたが、大臣が予算委員会のほうにいますので、政務次官を中心に詰めの形で伺いたいと思ひます。

そこで、総理大臣は、今回の年内減税は緊急な景気対策として行なうのだ、こういうふうになつております。また大蔵大臣は、国民にこの際何とか報いたい。緊急減税なのか一般減税なのかというところはつきりしてないのですが、この点は政務次官、どちらなんでしょう。

○田中(六)政府委員 景気浮揚ということが前提でございますから、まず何よりも早いということに緊急だと思ひます。

○松尾(正)委員 緊急減税ということになりますといろいろ問題点があるわけですから、この点について順次伺つてまいりたいと思ひます。

まず千六百五十億円というこの年内減税、これは緊急不況対策減税である、こういうことで明年

度分を繰り上げて実施したものであります。したがつて、当然来年度の所得税減税については、いままでの議論の結果、大臣は、この改正案を適用する以上の減税はいまのところ考えられない、こういう答弁でありましたけれども、これで間違いないでしょうか。

○田中(六)政府委員 大臣の答弁はそういうことであつたのですが、しかし大臣の意図も、景気が浮揚して税金を取り立てられる条件が整うならば、またそういう減税をする方向にある気持ちは底流にあつたと思ひます。

○松尾(正)委員 大臣は確かにそういうふうにおつしやつた。政務次官は、来年度この景気は立ち直る、そして大臣が言つたように立ち直つた分が減税に回せるというふうに考えておられるか。

○田中(六)政府委員 私どもは何か景気浮揚を一日も早くということに考えておりまして、来年のことはつきり言えないところとちよつと困るのですが、見通しとしては、来年のいまごろからは何とか景気は上向くのではないかと見通しを持つております。

○松尾(正)委員 これは政務次官の見解ですからそのように承つておきますが、私は、非常にきびしい、こういうふうに見ておられるわけでありまして、したがつて、そういうふうに見ておられるという意図で私は受けておきます。

ただいま、緊急対策であるから一般減税でなく緊急減税だ、こういうお話があつたのであります。とすると、これは四十七年度分の繰り上げであつて、早くいへば三時のおやつを十二時に食べさせるようなものだ。これと同じで、結局大蔵大臣が国民の勢に報いたんだ、そのための措置なんだ、したがつて国からの国民に対するボーナスだ、こういうことがいわれておられるのですけれども、こういうことは当たらないと思ひますが、どうでしょうか。

○田中(六)政府委員 年度内減税というものは最初から打ち出しておりましたので、これは国民の皆さんも当然だと思つておつたところに年内減税、しかも四月からさかのぼつてやるんだということは国民に心理的に非常に明るい効果を与えたと思ひます。しかも経済は御承知のように理論的な面だけではなくて非常に心理的な面がございまして、その影響はかなり大きいというふうに踏んでおります。

○松尾(正)委員 いま政務次官が言われるように全般的に明るい気持ちを抱くということは、これは理解できます。けれども、緊急減税措置で国民に報いるというのであれば、今回のドル・ショックその他不況の影響で一番被害を受けている、一番困つておられる者の場合にはこの減税率その他で報いられないという立場をどう考えますか。

――

般には、年内減税で来年度分を繰り上げて暮れに出しますよといへば、全般的には確かにあつたかといふ明るい気分は抱けましよう。けれども、生活に不安を感じているような人の場合には幾ら返つてくるんだ、一万円足らずという場合に明るい気持ちを持てるかどうか。そういう点を含めて、いま田中政務次官は明るい気分が抱かれたと、こういうふうに判断しているのかどうか、その点をお答えいただきたいと思ひます。

○田中(六)政府委員 非常に心理的な問題でございまして、むずかしいところがございますが、私は、低所得者層も上層も全般的に気分の上からは明るい気持ちを持ったというふうにしておられます。私どもの意図するそのものも、こゝまで日本経済を持つてきた全般的な勤労者に対する感謝の気持ちという気持ちはどの階級にも持つておられるわけでございます。私どもの立場としては差別をしたというふうな考えはないわけでございます。

○松尾(正)委員 こゝらの判断に非常にいつもいわれる官僚的なものがあると思ひます。今度の緊急対策でアメリカの輸出関連事業等が明るい気分なんかこのくらの減税で持てるなんという判断をすること自体にとんでもない誤りがあるわけですよ。けれども、この輸出関連事業の人たちには、中小企業特別措置法その他で何らかの手当てがしてもらへるのです。ところが、中小企業その他の人たちは手当てをしてもらつた上にも明るい気持ちなんか持てない。ところが、企業をして人たちが以外に、所得の低い人たちというのは今度の不況で非常に大きな生活の不安におちいつておられるんですよ。こういう人たちが今度の減税によつて明るい希望が持てたんだという考え方はぜひひとつ改めてもらいたい。そういう発想がいまのような不公平な税制を生んでおるんだ、こう思ひます。

心理的でむずかしいといふのですけれども、政務次官はいま課税最低限すれの人たちが今度の減税でほんとうに明るい気持ちを持つたとは、これは立場上政務次官は答えたでしようけれども、自分の腹の中ではこんな苦しい答弁はいやだなという気持ちで答弁していると思ひます。局長にもあとで聞いていきたいと思ひますけれども、笑つておられる問題じゃないか、確かにこれはこんなところにおられなければ逆にもつと何とかしるという立場なんだがなという気持ちは、主税局長、お持ちじゃないですか。ほんとうのことを言つてください、もう一回。

○田中(六)政府委員 ほんとうのことを言へといわれても困りますが、私はほんとうのことを言つておるつもりですが、ただ考え方の相違があるんじゃないかと思ひます。私は、やはり減税というときに、いわゆる今度減税を金を負担するという立場から考えて、それから私ども全体に税に取組む人間といひましては、税制というものが根本的概念にございまして、やはり控除とそれから税率の緩和といふものをミックスしていくということが一つの税体系上必要である。しかも、低所得者に低いということに對しては、ちよつと言つてもいいです、たとへばあまり低いところを税を軽くすると所得の分散というふうなことを、脱税じゃなくて節税だといふふうな表現されておりますが、そういうことも起こり得ますし、

の皆さんも当然だと思つておつたところに年内減税、しかも四月からさかのぼつてやるんだということは国民に心理的に非常に明るい効果を与えたと思ひます。しかも経済は御承知のように理論的な面だけではなくて非常に心理的な面がございまして、その影響はかなり大きいというふうに踏んでおります。

税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、
税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、
税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、

いへば三百万前後くらいが一番そういう階級にな
るんじゃないかという意識から言っておるわけ
でございます……

○松尾(正)委員 別に階級論をここでやるわけ
じゃありませんから先に進みますが、主税局長、
今回の減税措置で年取二百萬の四人家族、数字的
にはいままで各委員からこまかい詰めが行なわれ
たのですが、ここで一つだけ、四人家族の減税額、
これは八・一％で、年末に返ってくるのは八千七
百円ですか。それから百五十萬の四人家族の場合
に一〇・八％で、年末に返ってくるのは五千五百
円というふうにあるのですけれども、これと、それ
から全納税者の中で二百萬円以下は何人になる
か。納税人員とパーセントと、それから二百萬、百
五十萬の四人家族の年末に受ける額、これだけ。

○田中(六)政府委員 私どもも気持ちとしては十
分わかるのですが、税の負担能力それから相対的
なもの、そういうような比較は、課税する場合
に、あるいは減税する場合にどうしても起る問
題でございます。理論的な理詰めの構成の上に
果進構造というものでやっておりますし、そうい
う部分と、気持ち、ムード、つまり政治性、一プ
ラスを一三にしろあるいは四にするということをや
らなくちゃいかぬという面と、二つあると思うの
です。それで税体系上税の基本をくずすという
ことをできるだけ避けつつ、しかも減税をしなけ
ればならないというところに事のむずかしさがあ
るのでございまして、大臣もはつきり国民の前に
公言しておりますように、日本経済をこままで
持ってきた国民の勤勞に報いるという精神には少
しも変わりはなく、私どもも低所得者に過酷にし
ようという気持ちはないのでありますが、税の体系上、
そんなことじゃないというふうにおっしゃいます
けれども、そのワクを大幅に踏み出して減税をす
るといふことがどうしてもできない。その上に立つ
てこの減税をやった。しかも財源はどうかと振
り返って考えますときに、公債を発行してその財
源にもいろいろ充てなくちゃいかぬ。それ以上の
ことをまた減税をしていくと、今度は景氣浮揚ど
ころか、いろいろな面にマイナスの効果であらわ

税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、
税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、
税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、

いへば三百万前後くらいが一番そういう階級にな
るんじゃないかという意識から言っておるわけ
でございます……

○松尾(正)委員 いま政務次官から、年末には今
度の減税で非常に明るい希望を持ってもらったの
だというお話なんですけれども、現実には四人家
族が生活しておつて、そうして年取百五十萬の家
庭では五千五百円、多少前後あるでしょうけれど
も、五千五百円返ってくるのです。こんなものは物
価上昇で食われちゃって何にもないですよ。田中
政務次官、よく聞いてください。あなた高給
取っているからわからないのです、こういうこと
ろの気持ち。年取二百萬の人でも年末にはわ
ずかに八千七百円前後だ。これではたして、数字
がはつきりしたときに国民の皆さんがああ政府は
善政しえてくれたと喜べるか。これじゃ明るい希
望なんか持てません。根本的にも国民の側に
立つてもらいたいということです。

○田中(六)政府委員 私どもも気持ちとしては十
分わかるのですが、税の負担能力それから相対的
なもの、そういうような比較は、課税する場合
に、あるいは減税する場合にどうしても起る問
題でございます。理論的な理詰めの構成の上に
果進構造というものでやっておりますし、そうい
う部分と、気持ち、ムード、つまり政治性、一プ
ラスを一三にしろあるいは四にするということをや
らなくちゃいかぬという面と、二つあると思うの
です。それで税体系上税の基本をくずすという
ことをできるだけ避けつつ、しかも減税をしなけ
ればならないというところに事のむずかしさがあ
るのでございまして、大臣もはつきり国民の前に
公言しておりますように、日本経済をこままで
持ってきた国民の勤勞に報いるという精神には少
しも変わりはなく、私どもも低所得者に過酷にし
ようという気持ちはないのでありますが、税の体系上、
そんなことじゃないというふうにおっしゃいます
けれども、そのワクを大幅に踏み出して減税をす
るといふことがどうしてもできない。その上に立つ
てこの減税をやった。しかも財源はどうかと振
り返って考えますときに、公債を発行してその財
源にもいろいろ充てなくちゃいかぬ。それ以上の
ことをまた減税をしていくと、今度は景氣浮揚ど
ころか、いろいろな面にマイナスの効果であらわ

税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、
税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、
税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、

いへば三百万前後くらいが一番そういう階級にな
るんじゃないかという意識から言っておるわけ
でございます……

○松尾(正)委員 いま政務次官から、年末には今
度の減税で非常に明るい希望を持ってもらったの
だというお話なんですけれども、現実には四人家
族が生活しておつて、そうして年取百五十萬の家
庭では五千五百円、多少前後あるでしょうけれど
も、五千五百円返ってくるのです。こんなものは物
価上昇で食われちゃって何にもないですよ。田中
政務次官、よく聞いてください。あなた高給
取っているからわからないのです、こういうこと
ろの気持ち。年取二百萬の人でも年末にはわ
ずかに八千七百円前後だ。これではたして、数字
がはつきりしたときに国民の皆さんがああ政府は
善政しえてくれたと喜べるか。これじゃ明るい希
望なんか持てません。根本的にも国民の側に
立つてもらいたいということです。

○田中(六)政府委員 私どもも気持ちとしては十
分わかるのですが、税の負担能力それから相対的
なもの、そういうような比較は、課税する場合
に、あるいは減税する場合にどうしても起る問
題でございます。理論的な理詰めの構成の上に
果進構造というものでやっておりますし、そうい
う部分と、気持ち、ムード、つまり政治性、一プ
ラスを一三にしろあるいは四にするということをや
らなくちゃいかぬという面と、二つあると思うの
です。それで税体系上税の基本をくずすという
ことをできるだけ避けつつ、しかも減税をしなけ
ればならないというところに事のむずかしさがあ
るのでございまして、大臣もはつきり国民の前に
公言しておりますように、日本経済をこままで
持ってきた国民の勤勞に報いるという精神には少
しも変わりはなく、私どもも低所得者に過酷にし
ようという気持ちはないのでありますが、税の体系上、
そんなことじゃないというふうにおっしゃいます
けれども、そのワクを大幅に踏み出して減税をす
るといふことがどうしてもできない。その上に立つ
てこの減税をやった。しかも財源はどうかと振
り返って考えますときに、公債を発行してその財
源にもいろいろ充てなくちゃいかぬ。それ以上の
ことをまた減税をしていくと、今度は景氣浮揚ど
ころか、いろいろな面にマイナスの効果であらわ

税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、
税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、
税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、

いへば三百万前後くらいが一番そういう階級にな
るんじゃないかという意識から言っておるわけ
でございます……

○松尾(正)委員 いま政務次官から、年末には今
度の減税で非常に明るい希望を持ってもらったの
だというお話なんですけれども、現実には四人家
族が生活しておつて、そうして年取百五十萬の家
庭では五千五百円、多少前後あるでしょうけれど
も、五千五百円返ってくるのです。こんなものは物
価上昇で食われちゃって何にもないですよ。田中
政務次官、よく聞いてください。あなた高給
取っているからわからないのです、こういうこと
ろの気持ち。年取二百萬の人でも年末にはわ
ずかに八千七百円前後だ。これではたして、数字
がはつきりしたときに国民の皆さんがああ政府は
善政しえてくれたと喜べるか。これじゃ明るい希
望なんか持てません。根本的にも国民の側に
立つてもらいたいということです。

○田中(六)政府委員 私どもも気持ちとしては十
分わかるのですが、税の負担能力それから相対的
なもの、そういうような比較は、課税する場合
に、あるいは減税する場合にどうしても起る問
題でございます。理論的な理詰めの構成の上に
果進構造というものでやっておりますし、そうい
う部分と、気持ち、ムード、つまり政治性、一プ
ラスを一三にしろあるいは四にするということをや
らなくちゃいかぬという面と、二つあると思うの
です。それで税体系上税の基本をくずすという
ことをできるだけ避けつつ、しかも減税をしなけ
ればならないというところに事のむずかしさがあ
るのでございまして、大臣もはつきり国民の前に
公言しておりますように、日本経済をこままで
持ってきた国民の勤勞に報いるという精神には少
しも変わりはなく、私どもも低所得者に過酷にし
ようという気持ちはないのでありますが、税の体系上、
そんなことじゃないというふうにおっしゃいます
けれども、そのワクを大幅に踏み出して減税をす
るといふことがどうしてもできない。その上に立つ
てこの減税をやった。しかも財源はどうかと振
り返って考えますときに、公債を発行してその財
源にもいろいろ充てなくちゃいかぬ。それ以上の
ことをまた減税をしていくと、今度は景氣浮揚ど
ころか、いろいろな面にマイナスの効果であらわ

税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、
税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、
税の執行面でもかなりの苦勞もなきやいかぬし、

いへば三百万前後くらいが一番そういう階級にな
るんじゃないかという意識から言っておるわけ
でございます……

○松尾(正)委員 いま政務次官から、年末には今
度の減税で非常に明るい希望を持ってもらったの
だというお話なんですけれども、現実には四人家
族が生活しておつて、そうして年取百五十萬の家
庭では五千五百円、多少前後あるでしょうけれど
も、五千五百円返ってくるのです。こんなものは物
価上昇で食われちゃって何にもないですよ。田中
政務次官、よく聞いてください。あなた高給
取っているからわからないのです、こういうこと
ろの気持ち。年取二百萬の人でも年末にはわ
ずかに八千七百円前後だ。これではたして、数字
がはつきりしたときに国民の皆さんがああ政府は
善政しえてくれたと喜べるか。これじゃ明るい希
望なんか持てません。根本的にも国民の側に
立つてもらいたいということです。

○田中(六)政府委員 私どもも気持ちとしては十
分わかるのですが、税の負担能力それから相対的
なもの、そういうような比較は、課税する場合
に、あるいは減税する場合にどうしても起る問
題でございます。理論的な理詰めの構成の上に
果進構造というものでやっておりますし、そうい
う部分と、気持ち、ムード、つまり政治性、一プ
ラスを一三にしろあるいは四にするということをや
らなくちゃいかぬという面と、二つあると思うの
です。それで税体系上税の基本をくずすという
ことをできるだけ避けつつ、しかも減税をしなけ
ればならないというところに事のむずかしさがあ
るのでございまして、大臣もはつきり国民の前に
公言しておりますように、日本経済をこままで
持ってきた国民の勤勞に報いるという精神には少
しも変わりはなく、私どもも低所得者に過酷にし
ようという気持ちはないのでありますが、税の体系上、
そんなことじゃないというふうにおっしゃいます
けれども、そのワクを大幅に踏み出して減税をす
るといふことがどうしてもできない。その上に立つ
てこの減税をやった。しかも財源はどうかと振
り返って考えますときに、公債を発行してその財
源にもいろいろ充てなくちゃいかぬ。それ以上の
ことをまた減税をしていくと、今度は景氣浮揚ど
ころか、いろいろな面にマイナスの効果であらわ

れてくるということにもなりかねませんし、まあこの程度でぎりぎりのところだという気持ちでおります。

○松尾(正)委員 どうもよく理解できないのですよ。

もう一つ、税の形をあまりくずしてはということとは公平を考えてという意味であろうと思うんですけれども、ここに十一月二日にサンケイの千人調査というので、税金についての調査があるわけです。これとらになつたと思ひんですけれども、これによると、課税は公平だと思ひますかという問ひに対して、何と商工業者の中でも六九・七〇、これが公平ではない、こういうふうに言っている。さらに給与生活者になりますと七四・六〇の人が、公平ではない。この調査の中に、わからないというのが三・五〇、それから商工業者では三・七〇ありますが、あとは何ともいえないというところで、公平だというのは一つもない。この調査に答えた人たちの層というのは、これはどういふ層が答えたかというところはわかりませんけれども、いずれにしても不公平を訴える人というのは、ずつとこの委員会でも今回の税制改正について論議されている、議論されている低所得者、いわゆる中堅以下の所得者層が多い、こういうふうな判断できるわけですが、こういう点を考えてみましたときに、この実態を通して私はさつき考え直してもらいたい、こういうことを申し上げたのですが、時間がありませんから結論を述べますと、いわゆる年内減税というのは四十七年の分の先食いである、ねらいはどこまでも景気浮揚第一主義で、緊急対策、緊急措置というけれども、これは景気浮揚のためで、ほんとうに国民を考えた減税じゃない、こういうことを言わざるを得ないと思うのです。この公平の調査あるいは総理府の世論調査等を中心にし、また今日までここで議論をされた点を考えて、私はどうしてもそういうふうには判断できない。したがって、このままでは私は断じてこの所得税の改正案には賛成できません。

ここで、もう要望以外にありませんから、要望を申し上げますけれども、今度の千六百五十億円、これは全額低所得者の課税最低限の引き上げに回すべきである。もう一つ、四十七年度は、もちろん税体系が多少くずれますから、これを徐々に是正する形はとらなければいけないけれども、さらに不況が続いてよけい低所得者の不安がつのりますから、これに対する大幅な減税を行なうべきである。そうして国民の不安を除くべきである。この二点を強く要求して次に移りたいと思ひます。

先ほどの政務次官の答弁で、緊急減税だということとはつきりしたわけですが、ここで問題点は、景気浮揚対策のための緊急減税であるとしたならば、二つ問題点がある。その一つは、この緊急減税のあと始末はどうするか。来年四十七年以降国債は締めたいといふことは大臣が言っておられます。そして減税の要求も非常に強いとすれば、新税その他を考えなければいけないではないだろうか。

それから第二点は、減税と並行して、こういう結果をもたらしただけでは輸出振興税あるいは金融機関の特例、これらの優遇してある分の抑制策をとらない、これをやらなければ大きな片手落ちじゃないか。これらに全然触れていない点が理解できないわけでありまして、これらに対してはどう政府は考えているのか、政務次官、お答えいただきたいと思います。

○田中(六)政府委員 まず、第一点の今回のあとのあと始末はどうするか、国債などを含めて問題をどうするかということでございますが、四十七年度予算につきましては、いま各省からの資料も出ておりますし、検討中でございますが、はっきり申しまして、やはり非常にシビアな線でやらなくちゃいかぬのじゃないか。案の案の資料はほとんどなく、私も国債にまた頼らなくちゃいかぬのだが、その国債が発行限度まで建設公債の中で処理しなければいけないという至上命題もある。

りますし、そういう点でいま考えて検討中でございます。

第二点の新税その他もしたがって考えなくちゃいかぬのじゃないかといふことでございしますが、やはりいまの税体系を見まして、所得税、法人税、間接税とございまして、やはり日本の税体系は直接税に片寄つておるといふことは前から指摘されております。付加価値税といふものは、頭から浮かぶわけでございますが、これも早急にすぐやるというところはちよつと困難じゃないか。P.R.の面、あるいは日本にすぐそれを取り入れてどうだ、まあE.C.諸国は何かとしておりますが、これも問題がございまして、新税につきましてもいまい答はしかねると思ひます。

それから、輸出振興税その他優遇措置の抑制でございまして、これはニクソン声明がございましてちよつと停滞してございまして、八項目の中にすでにうたわれてございまして、これを実行に移すという基本方針は変わりはないわけでございます。ただ、アメリカとの戦術上、これをどうするかというところは、八項目そのまゝ実行する精神はあつても輸入課税などとの問題がございまして、そこら辺は政治的な判断がときおり必要でございまして困つておりますが、しかし根本精神といいたしましては、こういうものは一日も早くないようには処置をしようという方針でございまして。

○松尾(正)委員 私のことばがちよつと足らなかつたのですが、税の上でこういう緊急減税政策をとつたんだから、税の上での抑制措置等、いわゆる税の優遇措置について同時に行なわなかつたのは片手落ちじゃないか、こういう意味です。それで、したがってこれに関連して私は何つていきたいのですけれども、まず抑制策として前委員会でもここで議論されました輸入振興税についての特例はこれは廃止する、こういうふうに解釈してよろしいですか。

○田中(六)政府委員 大体その方向でいくという方針であります。

○松尾(正)委員 この際、特に輸出振興税をとにかく切つてしまふのじゃなくて、中小企業に対してはこれは十分配慮してもらいたい。これを一掃くたに、うるさいから切らんだというふうなことがあつたのでは、踏んだりけつたりという結果は十分配慮してもらいたいということを特に要望しておきます。

それから、この際特に輸出に関連して、税制以外に金融の問題について何つておきたいのですが、輸出金融といふものがいまでも議論されまして、特にこの際は今日の黒字大幅増、円の調整というよりなところへ追い込んだ一つの大きな要因は輸出であるといふことはもう論を待たないところでありまして。したがって、日銀の制度融資、それから輸銀の融資、これはどういふようになるのかという点であります。

まず、日銀の最近の融資残高は幾らになつておりますか、銀行局長。

○近藤政府委員 日銀の最近の融資の残高を申し上げますと、十月末現在で七千四百九億圓、そのうち、大きく分けまして貿易関係と一般とそれから証券関係、三つに分けられるわけでございますが、貿易関係が六千四百六十九億圓、証券関係が三百七十六億圓、一般が五百六十三億圓で、たがいまお述べになりましたように貿易関係が八七・三〇、これはたいへん大きなウェートを占めております。

○松尾(正)委員 それから輸銀の融資の内訳はどうなつておるか、これも伺いたいと思ひるのであります。輸出、輸入それから海外投資、この三つくらいに分けて……。

○近藤政府委員 輸銀の一番新しい数字、ことしの三月末でございますが、総融資残高一兆五千九百六十七億圓でございます。それをただいまの分類で輸出、輸入、投資、それから直接借款くらいに分けますと、輸出が一兆一千三百八十六億圓、輸入が四百四十三億圓、それから投資が千百十億圓、直接借款が三千二十九億圓、ただいまお述べたいへんウェートが高くなつております。

市銀行でまいますと四十五年上、下を通じまして〇・三でございます。それから地方銀行でまいますと〇・一九でございます。それから相互銀行でまいますと〇・八でございます。

○松尾(正)委員 銀行、金融機関の場合は貸し倒れ実態というものが非常に低い、ほとんどゼロにひとしい状況だ。これに対して一般事業の場合には、私の調査ももちろん一部分の調査ですからこれは的確にはいえないけれども、問題にならないほど高い。金融機関の十倍以上あると思う。さらにこれが今年度並びに来年度の不況を見ますと、もっと大幅な数字が出てくるであろう。こういう実態を見たときに、あまりにも金融機関がずっと過保護されてきた。したがって、いまのような状態を乗り切っていくためには減税、そうして財源がないから国債というのでなくて、そういふふうに安心して事業をやっていくようなところの過保護というものを対しては絶対のチャンスだ、こういうときにびしっと手を打って、そうしてまた不況があったときにはそれに応じた手を打つというのがほんとうの政策であろう、こういう感じからこの点もむしろ一般事業並以上に高率にしていくべきだ、こう思いますので、この点についての所見を局長に伺いたいと思います。

○近藤政府委員 その点につきましては、先ほど主税局長から御答弁申し上げましたのと全く同様に考えております。

○松尾(正)委員 それから次に、航空機用揮発油の免税措置、これがいよいよ四十七年三月で切れます。そこで運輸省おいでになつていられるでしょうか——伺いたいのですが、この航空機用揮発油に対する特別措置を設けた目的は何ですか。

○住田説明員 航空機の燃料につきまして、民間航空の再開以来免税しているわけでございますけれども、当時民間航空企業がまだ発達しないというところで、保護育成の措置であると考えております。

○松尾(正)委員 そうしますと、現状ではもう二アミス等が起こるほどに育つた、この目的は達成

されたのではないかと思ふのですが、どうですか。

○住田説明員 航空会社が使っております燃料には二つの種類がございます。一つはケロシンでございます。これはジェット機とかあるいはターボプロップ機が使っております。もう一つは小型の飛行機、ピストン機が使っております。ガソリンでございます。先ほど御指摘のありました四十七年三月に期限が切れますのはガソリンでございます。ガソリンの消費量は航空会社が使っております航空燃料全体の二〇程度でございます。したがって、現在この特別措置法によつて保護されている面というの是非常に少なくなつてきていると思ひます。

○松尾(正)委員 そうすると民間航空を育成しようというこの発想は、そのあとからジェット機等が出てきたので当然これは含まれなければならぬ分が、いままで知らぬ顔をしておつたんだというふうにししか解釈できないわけですね。当然含めなければならぬものである。そういう意味で、この揮発油の免税措置についても、私はもう十分目的が達成されたのであるからこの措置ははずさなければならぬ、当然課税していかなければならない、こう思います。この際にあつたてそのケロシンについても課税していくのが当然ではないかという議論になるわけですが、その前に、せつかくおいでですか……

民間航空は育つたのですけれども、御承知のように、航空機は大型化した。したがって、最近事故も多発しております。こういう経過を見ましたときに、いまの保安設備というものはこれで十分であるといえるかどうか、その点はどうでしょうか。

○住田説明員 本年七月に二回の大きな事故を起こしたわけでございますけれども、航空保安施設は現状は十分なものとはいえないと思ひます。それで、昭和四十六年度から五カ年計画をもちまして航空五カ年計画をつくつております。その中では航空保安施設を優先的に取り上げております。

したがって、現状では不十分でございますけれども、五カ年計画が達成されれば少なくともヨーロッパ並み程度にはなろうかと考えております。

先ほどちょっと説明が十分でなかつたのですが、特別措置法の対象になつております小型機でございますが、これは約五十社くらいでございます。その大半は農業散布であるとか、あるいは広告宣伝であるとか、写真撮影であるとかいうような事業をやつてゐる業種でございます。民間航空のいわゆる定期航空のほうはお客さんが非常にふえておりますけれども、この小型機のほうは農業の公害問題であるとかあるいは騒音問題であるといふことで事業量が非常に減つております。現在では五十社のうち大半が赤字であるという現状でございます。

○松尾(正)委員 比率は二〇、これは間違ひないですね。

○住田説明員 全体の使つております燃料は二〇程度でございます。

なお、五カ年計画の財源でございますが、これは本年度五カ年計画を作成いたしますが、大ワックを閣議了解できておりますが、その際一応の財源手当てはいたしております。

○松尾(正)委員 保安設備といつてもいろいろあります。たとえばコントロールタワーとか、あるいは航空気象観測機能とかその他いろいろな設備があつて、大体この五カ年計画で欧米並みになるというところでありますけれども、しかし、これから航空機の開発はどんどん進んでいきますので、いままでのわが国のいろいろな景観見通しあるいは経済政策、住宅計画、下水計画、これらがことごとく五カ年間で大体目的が達成されると打ち出したものが中途でほとんど改められている。こういう現状から見ましたときに、いまあなたはこの中で大体の設備は整う、こういうふうにおつちやつたのですけれども、これによつて、一機落ちれば場合によつては二、三百人ないし五、六百人という多くの犠牲を払う、こういう事故を防止

できるのだ、おそろしくいろいろふりにはつきりとは言えないと思ふわけですね。

時間がありませんから結論に入りますけれども、そういう五カ年計画で、あなたの方から見てもつとはいへない、というものもあると思ふ。したがって、これらを充足していくために、いわゆる航空機というものを育成する目的でこの免税措置をとつておる。これがごく一部分の農業散布等に使用される軽量の飛行機ということでありまして、この際ケロシンに対する課税というのを考えて、そしてこれをはつきりこの保安設備に向けて。保安設備のためにはさらにそれに対する人員等も当然必要になつてくると思ひますが、これらを考えれば、当然財源はもう足りないと思ふ。そういうふうにご考慮のすべしけれども、主税局長、この点についてはどうでしょうか。

○高木(文)政府委員 私どものほうは、租税特別措置としての減免がたいへん長期にわたつておりますし、ただいま質疑応答の過程でお示しがございましたように、免税措置がとられた理由も若干希薄になつておると思ひますので、この辺で洗い直しの機会ではないかというふうにご考慮しておりますが、そのことは一方におきまして航空運賃へのはね返りの問題もございまして、ただいま一部お触れになりました歳出との関係の問題もあつたし、税の問題だけではなしに、総合的な問題であると思ひますので、関係各省庁の間で相談してまいりたいと思つております。かなり今回は基本的な検討すべきいい機会に来ておると思つております。

○松尾(正)委員 軽減措置の検討ですか、それともジェット燃料に対する課税の検討ですか。

○高木(文)政府委員 双方含めてでございます。○松尾(正)委員 あと五分になつてしまひましたので、どうも通産省その他申しわけないのですが、ひとつ先ほど話のありました社会保険診療に対する特別です。これはもうずっと私も何回か質問を繰り返して、どうもこの保険制度の改正とからんで、議員立法だといふようなこともありま

た。しかし先ほど局長の話を内々伺いますと、絶好のチャンスだ、こういう非常に力強い発言があった。

それでひとつ伺いたいのですが、前回の診療辞退の問題がありましたときに、新聞に、辞退した者に対しては実額課税をやるんだということが大きく報道されておったのですけれども、この点はあの報道どおりやるのですかどうか、その点ひとつ局長から。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○松尾(正)委員 あの新聞では、お医者さんの経費の実態は大体二七％程度、こういうふうに出ておりましたけれども、この実額課税をやりますとその実態はつかめるわけですね。

○高木(文)政府委員 現在租税特別措置法の二十六条によりまして、例の七二％を経費として認めるという制度がございますが、これはあくまで社会保険診療報酬の課税だけに限られておりますので、当然に自由診療の場合はこの規定は働かないということでございます。そこで、その場合に実態はそれでわかるかということでございますが、その点につきましては、いずれにしましても申告に基づいて納税が行なわれ、これによって不審に思われるものについては税務署が調査する。しかし税務署の調査も全部はできないわけでございますから、どの程度のことになりますか、いまの段階では、来年の確定申告期の申告を待ち、その後の調査を見まさんと、しかとしたことはちよつと申し上げかねるという段階でございます。

○松尾(正)委員 局長とここでやりとりしても結論が出ないと思いますので、これはあとで詰めたと思います。

新税について四つほど何う予定で準備してありますが、時間になつてしましましたので、ギャンブル税その他、これは大臣に直に伺いたいと思います。自治省その他おいでいただいた人には申しわけありませんが、以上で終わります。

○廣藤委員長 本会議散会後再開することとし、

暫時休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十六年十一月十一日印刷

昭和四十六年十一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局